

東日本大震災復旧・復興対策および
原発事故対策に関する
第3次要請

平成23年9月
全国農業協同組合中央会

被災地では、ようやく復興の足音も聞こえ始めたが、いまだに復旧の遅れへの不満や将来への不安がうずまいている。

また、大規模化や施設園芸への転換など、我が国のモデルとなるような農業づくりに向けて、復興に取り組んでいる地域もあるが、支援策の使いにくさや、継続的に支援されるのかという声が噴出している。

原発事故についても、損害賠償に係る体制・仕組み等が整備されはじめたが、終息の目途は立たず、牛肉をはじめ原発事故に起因する被害は深刻化する一方である。

秋には本格的な収穫・出荷を迎える米や果樹等の生産者をはじめ、日本全国の農業者や消費者、流通業者は、日々不安を抱えている。

豊かで安心できる国民生活を取り戻すためにも、我が国の食料供給基地である被災地域の復興に向けた抜本的な対策を措置する必要がある。とりわけ、原発被害を被った地域においては、特別措置法に基づく万全な農地の除染や基盤整備など、国の責任で地域の復興を図るべきである。また、検査体制の強化など安全・安心確保対策を徹底し、安全・安心な食料の安定供給を再構築する必要がある。

J Aグループでは、被災地からの切実な要望について、これまで度重なる要請を行ってきた。今般、現段階での被災J A等の復興の取組みおよび原発事故の被害・対策の状況を踏まえ、さらに要請事項を具体化・追加したものと第3次要請を下記の通りとりまとめたので、第3次補正予算等において、迅速かつ万全に措置・実行することを強く要請する。

記

I 東日本大震災の復旧・復興対策

大震災から半年が過ぎようとするなか、政府から3年以内の営農再開を目指す道筋が示されるなど、被災地の農業・農村で復興に向けた取組みが本格化しつつある。今後、これらの取組みを迅速化し、我が国のモデルとなるような活力ある農業・農村づくりに向けた被災地の早期復興を図るためには、第3次補正予算等で抜本的な対策を確保することが不可欠である。

1. 活力ある農業・地域づくりに向けた国等による体制強化と基盤整備の実施

規模拡大や施設園芸への転換など活力ある農業づくりを進めながら、壊滅的な被害を受けた農業者が円滑かつ万全に営農再開できるようにするためには、個人・団体の力と地域内の協議による調整だけでは復旧が困難または相当時間がかかることから、国による抜本的な対策を措置すること。

具体的には、3年以内の営農再開に向け、国等による被災地の復興の推進体制を早期に強化したうえで、ヘドロ除去の強化など復旧事業と復興計画策定の加速化を図るとともに、新たな法整備のもと、国や公的機関による農地の一時買上げ等により、早期に農地・施設等の総合的な整備等を行うこと。

- ①瓦礫処理、ヘドロ除去対策など復旧事業の拡充
 - ア. 予算の拡充
 - イ. 個々で実施した場合も補助の対象とすること
 - ウ. ヘドロの処分や客土用の土の確保など除去後対策の早期具体化
 - エ. 営農再開の支障となっている瓦礫の最終処分先の早期決定や、瓦礫置き場だった農地等での営農再開への不安を解消すること
- ②農業集落排水施設、防災堤防、防風林、JA等の共同利用施設等の復旧支援の拡充、事業の加速化
- ③国等による復旧困難農地の早期買上げ
- ④国等による復旧可能農地や代替地の一時買上げまたは長期借上げ
- ⑤国等による復旧可能農地及び付帯施設等の総合的な基盤整備
(整備した農地は、被災農業者が借入れしながら利用し、将来的に買戻し等ができるようにすること)
- ⑥総合的な整備を進めるための事業の拡充(災害復旧事業並みの補助率の嵩上げ、多様な事業メニュー設定、実態に配慮した要件緩和)
- ⑦代替農地の取得や土地の再編等に伴う税制の特例措置(譲渡所得の所得控除の引上げ、代替・新規取得した農地の登録免許税・印紙税の免除、相続税納税猶予の代替農地での継続適用)
- ⑧農地集積などを含む土地利用計画の策定・実践や権利調整等を担う公社等の機関の整備

2. 雇用対策と所得補償等

営農再開の本格化までに相当な時間を要するなかで、被災者の営農意欲と所得を確保するため、J A等で被災農業者を雇用する場合の支援の創設や、被災農家経営再開支援事業の複数年化・予算拡充など、雇用対策と中長期的な被災農業者の所得補償を講じること。

- ① J Aや公社、農業法人等が被災農業者を雇用し、復旧・整備の作業や営農再開した農業者への農作業支援、施設園芸等に係る経営・技術研修等を行った場合に、賃金の全額および事務費等を補助する雇用対策の創設
- ② J A出資法人や農業者等が雇用する場合、行政で労災保険の加入等の支援を行うこと
- ③被災農家経営再開支援事業の充実
 - ア. 当該事業の複数年化
 - イ. 予算額の拡大
 - ウ. 瓦礫の量など被災度合いに応じた支援額の加算(現行は一律)
 - エ. 同事業の交付金の非課税化 (*失業保険見合いであるため)
 - オ. 事業対象要件の拡大(年度途中で収穫・販売できるように復旧作業に取り組んだ場合や、瓦礫除去後に営農再開に向けた保全管理に取り組んだ場合も対象化)
- ④復旧できても、排水等の関係で通常の営農(※)ができない場合への所得補償の創設
(※戸別所得補償制度では対象にならない耐塩性の強い品目の作付や、作付自粛)
- ⑤地産地消や6次産業化、再生エネルギーの活用のなかで被災農業者を雇用する仕組みの創設と、そのもとでの雇用(賃金)支援を措置すること
- ⑥雇用創出対策の拡充・強化に加え、民営職業紹介事業等を活用した雇用調整の強化を図ること

3. 農業機械等の共同整備・利用の促進

被災農業者の営農再開に向けた初期投資負担の軽減をはかるため、現行では1 / 2となっている補助率の嵩上げ、被災地の農業および品目毎の営農実態にきめ細かく配慮した要件の緩和、事業の複数年化等により、農業機械・施設等の共同利用事業を抜本的に充実すること。

また、こうしたJAや集落営農等による共同利用等を進めるため、県等の基金から事業者負担分を借り入れる仕組みを創設すること。

- ①東日本大震災農業生産対策交付金の実態を踏まえた充実
 - ア. 施設・大型機械に対する補助の嵩上げ（現行1 / 2）
 - イ. 対象要件の緩和（面積、共同利用人数要件など）
 - *特に畜産や園芸は営農実態を踏まえた要件とすること
 - *規模拡大・施設園芸への転換等を目指す農家や認定農業者など、将来の地域農業の中心的担い手に対しては、共同要件の適用等を柔軟化すること
 - ウ. 予算額の拡大等
 - エ. 当該事業の復興期間中の継続実施
 - オ. 事務の簡素化等による事業の加速化
- ②被災した椎茸栽培の復旧・復興に対して、東日本大震災農業生産対策交付金と同様の支援策を措置すること
- ③復興基金の創設とその基金からJAなどが無利子で借り入れられる仕組みの創設
- ④同事業により整備する機械等の税制特例の措置（固定資産税、登録免許税、印紙税の免除）

4. 実態を踏まえた二重債務問題の解消

復興の足かせになっている二重債務問題は、農業の実態等を踏まえたあらゆる抜本的な対策を措置するとともに、新法の早期成立と対策の全体像の早期具体化を図り、その解消を図ること。

特に、公的な機構による既往債務の買上げにあたっては、農業の実態をふまえ、再生計画期間の長期化、担保となっている被災農地の買取り等を行うとともに、国等による公的な機構に対する損失補てんなど二重債務対策における国の対応を強化すること。

< 支援体制等 >

- ① 二重債務対策の全体像の早期提示、一体的実施。新法の早期成立。
- ② 支援・相談窓口は、省庁ごとの対策それぞれの整備ではなく、被災農業者の営農再開に向けた一元的な体制として整備
- ③ 二重債務対策を含む、被災農業者の営農再開支援に取り組むJA等の相談・支援体制の強化に向けた支援

< 既往債務対策 >

- ④ 公的な機構による既往債務の買上げと超長期の無利子による棚上げ
ア. 機構には、農業経営・金融の専門家を配置
イ. 復興事業期間終了時のロスは、国の責任で対応
ウ. 棚上げ債務を資本認定
エ. 再生計画期間は、復興に時間が相当要することを踏まえ設定
オ. 担保に入っている農地の買取り等(ただし、被災農業者に長期利用計画に基づく利用権を設定)
カ. 被災農業者の債務を一括して棚上げ

【※ウを除く、上記事項は、現在示されている政府の対応策では対象外となっている】

- ⑤ 負債整理資金の拡充(据置・返済期間の延長、対象農業者の緩和等)
- ⑥ 民間金融機関が独自で債権の棚上げをする場合、棚上げ期間の利子相当額の助成
- ⑦ 保証付き債務の代位弁済財源の補填等(1次補正において漁業関係で措置したものと同等の措置)
- ⑧ 税制の特例措置(債務免除益の非課税化、私的整理ガイドラインによる債権放棄に対する税額控除、無税償却)

< 新規債務対策 >

- ⑨ 共同利用事業の拡充<再掲>
- ⑩ 新規債務に対する保険割合の引上げ(漁業での措置と同等の措置)
- ⑪ 無利子、無担保、無保証、長期返済据置・猶予が可能な公的融資制度の創設

< その他 >

- ⑫ 被災者生活再建支援事業の支援水準の引上げ(現行300万円)
- ⑬ 二重債務対策としての住宅ローンの創設(民間金融機関でも対応可能な仕組みとすること)
ア. 利子補給による実質無利子化
イ. 長期の据置期間の設定

5. 地域農業の復興の核となるJA等の復興・再建

被災地域のJAでは、自らが相当な被害を受けているものの、地域農業・経済の核として、被災地の活力ある農業・地域づくりに向けた復興の取組みの中心的な役割を担うためにも、被災JAへの施設の復旧支援の強化や、復興体制の支援を行うこと。

特に、施設の復旧・整備にあたっては、災害復旧事業並みの高率な補助により、残余価額ではなく再取得価格を基準に、原型復旧以外の共同利用施設の整備や、地域経済の核となるJA固有の施設の整備を行うこと。

- ① 共同利用施設の新たな整備の災害復旧事業の対象化
- ② 災害復旧事業の補助の見直し（再取得価格を基準とすること）
- ③ 地域の復興計画等に位置づけられたJA等の施設・店舗等の事業用資産（共同利用施設以外も含む）を災害復旧事業並みの補助による整備
- ④ 被災した店舗等を統合・廃止せず、地域のライフラインとして復旧させる場合に設計・運営上の特例を措置（例：ミニSS等）
- ⑤ 二重債務対策を含む、被災農業者の営農再開支援に取り組むJA等の相談・支援体制の強化に向けた支援
- ⑥ 復旧・復興に関する補助事業を早急かつ積極的に活用するため、その事務を担っているJA等に対し支援すること（事務の簡素化を含む）
- ⑦ 復興支援等に取り組む被災JAに対する税制上の特例措置（固定資産税の減免、滅失した契約書の復元に関わる印紙税の免除）

6. 地域・集落ごとの農業復興に向けた基金の創設等による支援

被災した地域では、被災地の復興や我が国の農業のモデルとなるような、大規模化や施設園芸団地の整備など活力ある農業づくりを一部の地区で先行的に実施しようとしている。こうした被災地の発展的な復興の取組みを支援するため、地域毎の特色・計画に柔軟かつ万全に対応できるモデル事業等を措置すること。

- ① 地域・集落にとって使い勝手のよい基金・交付金の創設
（被災地の負担があまりなく、モデル的な取組みであれば、あらゆる取組みを支援できるようにすること）
- ② 農地等の災害復旧事業等において、原型復旧だけではなく、復興に向けた取組みも同時に実施すること

7. 災害に強い農業生産、食料供給・農村づくりに向けた体制の確立

震災発生後に支障の出た食料安定供給等を踏まえ、被災地以外でも減災対策を推進するとともに、生産資材や食料の安定供給体制を整備すること。

なお、再生エネルギー活用を含め、コスト増となる部分については、食料安定供給や地域の再生を図る観点から、国による十分な支援を行うこと。

- ①全国的な防災施設など農業生産インフラの再整備の支援
- ②食料・生産資材の安定供給体制の再構築
 - ア．災害補償基金の充実（米麦基金への支援等）
 - イ．飼料の安定供給体制の早期の整備（飼料備蓄の活用と水準の復元、国産飼料の増産の推進）
 - ウ．生産資材、飼料等の広域流通に伴うコスト増に対する補てん
 - エ．被災地の減産に対応した食料安定供給に向けた増産支援
- ③地域内での再生エネルギー生産・活用の支援

II 原発事故対策

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散により、農業被害の拡大・深刻化が続いており、安全・安心な国産農畜産物の安定供給に支障を与えている。

さらに、汚染された稲わらを給与した牛肉の一部から規制値を超える放射性物質が検出され、出荷停止や取引価格の暴落等により、生産者ならびに消費者にさらなる不安を与え、わが国の肉用牛生産と食肉消費は危機的な状況に直面している。

これらは全て原発事故に起因した被害であり、生産者や関係事業者の経済的損失と精神的苦痛は計り知れないものとなっている。

加えて、これから収穫をむかえる米や園芸等の農家の不安はさらに高まっている状況にある。

こうしたなか、一刻も早く原発事故を終息させるとともに、安全・安心な農畜産物の生産と流通を確保するため、国の責任において、万全な対策を直ちに実施することが必要である。

1. 安全・安心な牛肉流通の確保等

政府は、7月26日に緊急の対応策を示し、さらに8月5日の拡充策を公表したが、生産現場の不安は払しょくされていないため、万全な安全安心確保対策および被災農家の経営対策を直ちに実施すること。

(1) 全頭検査等による安全管理体制の構築

原発事故により牛肉全体の安全・安心が大きく揺らいでいることから、必要な県域においては、国の万全の支援のもと、すみやかに全頭検査を実施し、安全証明など安全・安心な牛肉の供給を担保する措置を講じること。

特に、出荷制限を解除された県域等の出荷を円滑にすすめるため、県外と畜に伴う検査体制の早急に構築するとともに、民間で行う検査の費用負担など、国として万全の支援を行うこと。

(2) 汚染された牛肉の買上げ等による市場隔離と処分

汚染された牛肉を市場から完全に隔離するとともに、出荷制限後の円滑な流通を確保するため、汚染稲わらを給与されていた牛肉など現在滞留している牛肉全てを国の責任で、適切に処分をすすめること。

(3) 肉用牛農家等への経営安定に向けた支援の拡充等

出荷制限や牛肉価格の暴落、取引の減少等により、被害を受けた肥育農家・繁殖農家等や流通業者に対して、出荷適期牛対策や経営安定対策の拡充など、国の責任において、万全な対策を講じること。

(4) 十分な稲わら等の確保・供給に向けた支援の実施

今後、稲わらをはじめとする粗飼料・敷料等の不足が懸念されることから、粗飼料・敷料等の確保と畜産農家への供給に万全を期すこと。

(5) 汚染稲わら、たい肥等の廃棄等

たい肥、肥料、飼料等の暫定許容値は設定されたが、生産現場が混乱しないよう、許容値を超えた稲わら・たい肥、腐葉土等の適切な保管・処分方法を早急に明確にして、国の責任で、適切に処分すること。

また、長期間で築き上げた環境保全型農業の再構築等に向けた支援を行うこと。

2. 放射性物質検査にともなう米の円滑な流通対策の構築

放射性物質検査にともなう米の円滑な流通に向けた対応策を講じるため、国の統一した検査結果の公表・取扱方針と、副産物である「米ぬか」等への加工係数を早急に明らかにし、流通が困難な玄米は、政府買入の検討を含め、国の責任による処理スキームを構築すること。

また、加工係数が明らかになるまでは、検査済み玄米の区分管理を指導するなど、流通に混乱を招かないよう万全を期すこと。

3. 適切な放射性物質検査の実施

米をはじめ、これから収穫される農産物および加工食品の放射性物質検査については、国の責任において、品目毎の生産・製造特性や摂取方法に即した検査方法と基準値を設定のうえ、早急に検査体制を整備し、農業者ならびに消費者への周知徹底をはかること。

不足している検査機器・要員等については、早急に増強を図ること。

4. 原発事故の損害に対する東京電力及び国による迅速かつ万全な損害賠償

「機構支援法」ならびに「仮払い・基金法」が成立したなかで、早急に仮払いや本払いを実施し、万全の賠償が早期に行われるよう徹底した措置を講じること。

(1) 「中間指針」に示された損害の早期賠償

紛争審査会の中間指針で賠償すべき損害と明示された損害については、賠償請求に基づき、東京電力から迅速に賠償金が支払われるよう万全な措置を講じること。

(2) すべての損害の早期賠償

原発事故を原因とする農畜産物の価格下落や自給飼料やたい肥の利用制限等による損害は、まさに生産者にとって実損害である。

また、離農を余儀なくされた場合の賠償や家畜の処分に伴う精神的苦痛への補償が必要である。

そのため、「中間指針」に明確に記載されていない地域の損害や、今後発生する損害等についても賠償請求に基づき、東京電力から迅速に賠償されるよう必要な措置を講じること。

(3) JA等への賠償

作付制限や価格下落等によるJA等の事業取扱高の下落に伴う損害や、原発事故により営業できなくなったJA及びJA関連施設、厚生連病院、連合会、食肉関係施設等の損害に対して、迅速に賠償されるよう必要な措置を講じること。

(4) 損害賠償金に対する税制特例の措置

原発事故に伴い支払われる賠償金については、その支払いが遅いことや、逸失利益への賠償金は損害を受けた者の期待額ではないこと、全ての損害に賠償金が支払われたとしても早期に復興することが難しいことなど、損害を受けた者の置かれている状況に配慮し、特段の税制措置を講じること。

5. 国の特別措置法等による原発被害地域の万全な復興

営農再開や経営・事業の安定を含め、原発被害地域の復興には、相当な時間等を要することが想定されることから、国の責任において、農地の除染や基盤整備、雇用対策など、地域の復興に向けて、特別措置法に基づき、万全な対策を長期的に講ずること。

(1) 除染の実施

汚染された農用地や花木等について、国内外の研究機関と連携し、放射性物質の農畜産物への吸収メカニズムと汚染の抑制対策について解明したうえで、国による汚染された農用地等の除染と被害拡大防止対策を実施し、早急に事故以前の放射性物質のない農用地等に戻すこと。

その時に出てくる放射性廃棄物の中間・最終処理については、法整備を含め、迅速かつ万全に実施すること。

また、除染等に当たっての技術指導や吸収抑制資材等の助成支援を強化すること。

(2) 国による避難区域等の復興支援

警戒区域等指定区域内の農業・地域復興の道筋を早期に明示するとともに、汚染された農地等の買い上げも含め、県・市町村の復興計画を強力に支援すること。

6. 風評被害の防止と大々的な消費拡大対策

消費者、流通・小売業者等に対して、放射性物質に関する正しい理解を促進するとともに、官民一体となった大々的な農畜産物の消費拡大・価格浮揚対策を講じること。

また、科学的根拠なく、輸入禁止・検査強化の措置を講じている海外政府に対して、早期の措置撤廃と日本食の信頼回復について全力を挙げて取り組むこと。